

条例要配慮個人情報について（改正法第 60 条第 5 項）

<要配慮個人情報とは>

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報のこと。

改正個人情報保護法第 2 条第 3 項、施行令第 2 条及び施行規則第 5 条に規定されているが、地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものについて、地方公共団体は「条例要配慮個人情報」として条例で規定することができる。

	項目	内容	現行規定の規定
法第 2 条第 3 項	人種	人種、世系又は民族的若しくは種族的出身	○
	信条	個人の基本的なものの見方、考え方（思想と信仰双方を含む）	○
	社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位	○
	病歴	がんや統合失調症に罹患している等特定の病歴を示すもの	○
	犯罪の経歴	有罪の判決を受け、これが確定した事実	○
	犯罪により害を被った事実	身体的、精神的又は金銭的被害の別を問わず犯罪の被害を受けた事実	○
施行令第 2 条	身体障害、知的障害、精神障害その他の規則で定める心身の機能の障害があること	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害、知的障害者福祉法にいう知的障害、精神保健福祉法にいう精神障害、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病があることを特定させる情報（障害者手帳の所持等）	○
	医師等による健康診断、検査の結果	疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診断、特定健康診査、ストレスチェック、遺伝子検査等の結果	○
	健康診断の結果による指導、診療、調剤が行われたこと	健康診断の結果、特に問題がある場合に医師又は保健師が行う保健指導等の内容、病院、診療所、薬局等における診療、調剤に係る情報（診療記録、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等）	○
	刑事事件に関する手続が行われたこと	本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実	○
	少年の保護事件手続が行われたこと	本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実	○

改正法に規定する要配慮個人情報と現行条例に規定する要配慮個人情報は同じ。



改正法適用後も、現行条例と同様の取り扱いが可能。